

区民の声の公表（令和5年12月受付分）

件名	区民の声(要旨)	区の回答(対応・考え方)	所管課	連絡先 (電話、FAX)	受付日	関連情報
今年度の省エネポイントアクションについて	今年度から参加方法が変わりました。削減率に応じた省エネポイントがせたがやPayに変わったことが最も大きな変化ですが、このことには反対です。私はスマホを使わないので、せたがやPayでのポイントを受け取ることができません。代わりに家族のスマホでもよいと聞きましたが、日ごろ使わないアプリは入れたくない、ポイントを使える店も限られると言われ、今年の申請は見送りました。昨年まではこのような問題に煩わされず、家族全員で取り組み、ポイントは商品券として近隣の店で使うことができました。先着何名という条件はありましたが、気持ちがあれば誰でも参加できる事業でした。省エネ活動はすべての区民に関係することです。それなのに、同じ努力をしても、1万円近いポイントをもらえる人がいる一方で、参加すらできない人がいるというのは納得がいきません。区民全体にとって望ましい変更と言えるのでしょうか？せたがやPayの利用促進に重きが置かれているのでは？一部の人だけが恩恵を受けられるような形が良いことなのか、疑問です。デジタル化社会への流れというのわかりますが、分け隔てなく、誰でも参加できるような事業であるべきと思います。省エネポイントはせたがやPayでも商品券でも、希望する方法を選択できるような形にすることを強く希望します。	省エネポイントアクション事業は、気候危機対策の一環として、温室効果ガス削減に向け、脱炭素に役立つ行動変容を促進するため、省エネルギーの取組みを支援し、区内のエネルギー消費量を削減することを目的として、平成27年度より実施してまいりました。本事業は、区内のエネルギー消費量削減に向けて、多くの区民の方に省エネルギーや脱炭素の重要性を知っていただく、啓発・周知の取り組みです。これまでも事業内容の変更を重ねながら実施してまいりましたが、90万人の区民の方に知っていただくには、まだまだ不十分と考えております。脱炭素社会の実現は喫緊の課題であることから、今回より、これまで参加されていなかった区民の皆様にも広く省エネ行動や再エネルギー利用にご参加いただきたいとのねらいから、約10万人が利用する、せたがやPay利用者の方やスマートフォンをお使いの方に向けた仕組みとしてしております。また、せたがやPayのポイントを報酬とすることにより、各種通知等の印刷や郵送をなくし、CO2削減に寄与する側面もあること、国策としてのキャッシュレスの普及を図ることなども背景としてございます。スマートフォンを使用していない方、日ごろ使わないアプリを入れたくないという方が不公平を感じたり、令和4年度まで省エネポイントアクションにご参加いただいていた方が、これまでの申請方法と異なることになり、わかりづらさを感じたりすることにつきましては申し訳なく思いますが、上記のことから、事業の在り方を変更するに至ったことをご理解いただけますと幸いです。	環境政策部 環境・エネルギー施策推進課	電話 03-6432-7130 FAX 03-6432-7981	令和5年12月1日	
区民会館の内覧会の開催について	改修後の世田谷区民会館の内覧会について知りたいと考えています。地下の練習室や楽屋への動線、楽屋裏、ホール客席への動線、椅子の大きさ、配置、トイレ設備拡充等を確認したく、是非充実した内覧会を企画してください。また、都合の良い日時を選択できるよう、複数日開催して頂きますようお願いいたします。	新たな世田谷区民会館の一般利用開始は令和6年9月1日を予定しており、今回お話しいただいた施設内の見学会につきましては、希望する区民や団体を対象に令和6年7月から8月頃に実施することを予定しております。見学会の内容については、いただいたご意見も参考とさせていただきます、検討を進めてまいります。今後、詳細を決定次第、区ホームページや区のおしらせ等でご案内させていただきますと考えております。	生活文化政策部 文化・国際課	電話 03-6304-3427 FAX 03-6304-3710	令和5年12月4日	
公衆トイレの修繕に関する要望	区立某駐輪場内にあるトイレについて、老朽化もしくは管理不足のため、非常に不衛生な環境になっている。床面の汚れは経年を重ねてこびりついており、気温の高い時期は悪臭が発生している。加えて、スライド式のドアが基本的に開けっ放しの状況にある。このような状況は著しく居住環境の質を下げるとともに、衛生面においてもさまざまな問題に関与しうると考える。一時的な清掃ではなく、床の張り替えや便器の交換、水道管の清掃など、業者に依頼するレベルの清掃及び修繕が必要かと推察しており、現状の確認とトイレの建て直し、もしくは抜本的な清掃を要望する。	区立駐輪場(区内54箇所)については、民間事業者等が有するノウハウを活用して、サービスの向上や経費削減等を図っていくことを目的とした指定管理者制度により管理運営を行っております。ご指摘のトイレは、指定管理者で管理しており、専門業者による1日1回(年末年始を除く)の清掃と月1回の定期清掃を行っている状況です。また、区でもトイレの現状を確認したところ、経年の劣化はありますが、利用上は問題ないため、優先的に改修を行うことは難しい状況にあります。ご要望を指定管理者に伝えるとともに、トイレの利用状況も踏まえながら、経年の汚れの清掃や利用マナー向上の呼びかけなど、指定管理者と利用環境の改善を検討してまいります。	土木部 交通安全自転車課	電話 03-6432-7967 FAX 03-6432-7996	令和5年12月5日	
和田堀給水所について	和田堀給水所の改修について。とても良いことと思っています。ただ、現在建築中の排水ポンプ場は、残念です。大原2丁目住民は、富士山が見えていたのに、ポンプ場建設で、見えなくなりました。朝、小学生が登校のとき、楽しみにしていたのに、残念です。今から、高さを低くすることは可能ですか？	現在、和田堀給水所では、老朽化した施設の耐震化と能力増強を図るため、東京都水道局により更新工事が進められています。給水所は、浄水場から送られてきた水をためて、配水区域内に水を配るための施設です。配水池とポンプ設備を持ち、水道使用量の時間的な変化に応じた配水量の調整、配水系統の切替えなどが行われます。震災時等には、地域に水を配る給水拠点としての役割を担うなど、区としても区民生活を支える重要な施設であると考えております。この度のご意見は、地元からの貴重なご意見として、事業主体である東京都水道局に伝えさせていただきます。なお、区といたしまして、本水道施設の特性や重要性を十分に踏まえた上で、東京都水道局の協力を得て、一定の条件のもとに水道局敷地の一部を借用し、地域に利用していただく(仮称)和田堀給水所上部利用施設の事業を進めており、地域の皆様に親しまれる場づくりに向けて取り組んでいるところです。引き続き、東京都及び区の事業へのご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。	政策経営部政策企画課	電話 03-5432-2032 FAX 03-5432-3047	令和5年12月4日	
里帰り出産中の保育料満額支払について	来年、第二子の出産を予定しています。1人目は自分の体調や仕事を優先し、都内で出産しましたが、今回は2人目の出産となり1人目の子どものことを考えると里帰り出産を考えています。里帰り先は関西ですし、簡単に行き来できるわけではありません。コロナの関係もあり里帰りは早くするように言われています。産んでから1ヶ月検診が終わってから都内に戻ってくるとしても3ヶ月保育園を休園することになります。保育園に通っていますが、里帰り出産中も満額保育料がかかるのはいかがなものでしょうか。出来れば私も家を空けたくないですが定時に終わる仕事でもない夫が保育園に送り迎えは出来ません。そういう家庭の事情もあり、里帰り出産をします。世田谷区は保育事業にも区長が力を入れていると聞きました。港区や墨田区は免除が始まっているようですが世田谷区は考えていただけないのでしょうか。よろしく申し上げます。	認可保育園の運営は、保護者の皆様にご負担していただく保育料と国・都・区が負担する費用で賄われています。そのため、保育料は保育園運営の貴重な財源となっています。里帰り等ご家庭のご事情は様々ありますが、休園中一度も登園しない場合にも在籍を確保していることとなりますので、公平性の観点からも保育料は減額せずに月額どおりお支払いいただくことになっています。	子ども・若者部 保育認定・調整課	電話 03-5432-1200 FAX 03-5432-1506	令和5年12月5日	
粗大ごみ処理手数料の支払方法について	粗大ごみ処理券はなぜ現金でしか購入できないのか。	23区では、有料粗大ごみ処理券及び事業系有料ごみ処理券(以下「ごみ処理券」という。)を販売する全ての店舗と廃棄物処理手数料徴収事務委託契約を結んでおり、販売店は粗大ごみ等の廃棄物処理手数料を現金で徴収し、その代わりにごみ処理券を交付することとしています。現在、ごみ処理券は、大手スーパーやコンビニエンスストアのほか、多くの個人事業主が経営する小規模店舗でも販売しています。電子決済サービスの導入には、現金・クレジットカード・電子マネーなど様々な方法に販売店が対応する必要があり、現金以外での決済の導入が進んでいない状況です。また、電子決済サービス導入にあたり、電子決済サービス会社への決済手数料の支払いや、粗大ごみの収集の申込内容の変更に対する利便性の確保などについても課題となっています。これらの理由により、ごみ処理券の購入は現金のみとしています。昨今の電子決済サービスが普及していく情勢において、粗大ごみを出す際、従来のごみ処理券を店舗で購入し粗大ごみに貼付する方法だけでなく、電子決済により手数料を徴収するごみ処理券が不要な仕組みづくりに向けて検討を進めていきます。	清掃・リサイクル部 管理課	電話 03-6304-3210 FAX 03-6304-3341	令和5年12月11日	

件名	区民の声(要旨)	区の回答(対応・考え方)	所管課	連絡先 (電話、FAX)	受付日	関連情報
認証保育所の耐震化について	<p>世田谷区内の認証保育所について、耐震化はどのくらい進んでいますか？ 区立保育園については耐震補強工事等を行なっている旨ホームページ上で確認できましたが、認証保育所についてはいかがでしょうか。 ①区内の認証保育所の耐震化率を示した資料はありますか？ ②認証保育所への指導検査時に耐震に関する項目はありますか？ ③何年かに一度耐震診断を受けることを義務付けているなど、地震対策で実施されていることはありますか？</p>	<p>東京都は認証保育所の設置申請を受け付ける際に、建築確認済証や検査済証等の写しの提出を求め、これにより建物の建築基準法上の適合性を含めた安全性を確認しております。また、認証保育所指導監督基準には、一定規模以上の保育室を有する施設については、建築基準法に基づく定期検査報告を行うことが規定されているとともに、全ての施設に対して、防災計画の策定や地震想定訓練の実施等が義務付けられています。 区では認証保育所の立入調査を実施する際、これらの基準が遵守されているかどうかを確認した上で、必要に応じて運営事業者に対する助言・指導を実施しております。 今後も認証保育所が適切な災害対策を行った上で、安全な保育運営を継続していけるよう、区として、引き続き取り組みを実施してまいります。</p>	子ども・若者部 保育認定・調整課	電話 03-5432-2324 FAX 03-5432-3018	令和5年12月14日	
区立小学校のクラス編成について	<p>子どもが在籍する学校に、授業中に立ち歩いて集中出来ないお子さんが複数います。そのような生徒が複数いて、都度注意しては授業も進みません。これでは他の生徒の学習意欲にも影響があると思います。 学校に問い合わせたところ、クラス数は規則にのっとって決定しており、来年度クラス数を増やすことは転校生が来ない限り学校ではどうにも出来ないとと言われてしまいました。ルールとして35人というものがあることはわかりますが学年を構成する生徒の特性も加味していただけないでしょうか？ これから高学年につれて授業も難しくなり、このような落ち着きのない多数のお子さんたちと授業を受けさせることに不安を感じます。 また、先生の負担も増え、心に余裕がなくなった場合、影響を受けるのは他の生徒です。どうか、35人というルールの中で決定をせず、当該学年の構成生徒の特性も加味した上でクラス数の増設を判断してはいただけませんか？ 学校側としてはサポート教員の配置もしているとの事ですが、サポートが必要な学年が今年度は多いため行き届いていないと校内アンケートの親たちからの不安の声にも回答しているほどです。何卒、宜しく御願いたします。</p>	<p>区立小学校の学級編制につきましては、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に規定されており、世田谷区教育委員会では東京都が定めております「東京都公立小学校、中学校及び中等教育学校前期課程の学級編制基準」に基づき行っています。 令和3年3月の義務標準法の改正を踏まえ、小学校第3学年の学級編制の標準は、令和4年度に35人に引き下げられております。現時点では、さらなる少人数化を進めるような教員の配置などの施策について、東京都から示されておらず、区教育委員会としましては、都の基準に基づいて学級編制を行うこととなります。一方、区では、全ての子どもたちが共に学び、共に育つことを進めるためには、一人ひとりの状況に応じた支援が必要と考えています。これまでも、通常学級及び特別支援学級における人材(支援員など)の拡充や、学校支援を目的とした特別支援教育巡回グループによる支援や助言などを進めてきましたが、今後も、配慮や支援を必要とする子どもたちの学びを支えていくために、相談支援体制の充実、特別支援教育の充実を進めてまいります。 なお、児童・生徒や保護者の皆様から、学校運営に対するご意見を頂戴した場合には、学校とも連携を図りながら事実を確認するとともに、必要な指導・改善に取り組むこととしております。今回お寄せいただいた「区長へのメール」の内容につきましても、学校と共有し、確認するとともに、子どもたちにとって、学校がよりよい学びの場となるように、丁寧に対応を図ってまいりたいと存じます。</p>	学校教育部 教育指導課	電話 03-5432-2706 FAX 03-5432-3014	令和5年12月16日	
障害者への電話番号強要について	<p>障害者が千歳温水プールを利用する場合、駐車場の料金が無料になると言う事で、駐車券をお願いしたら、障害者手帳の提示と携帯電話番号を聞かれました。不正利用が無いように障害者手帳の提示はわかりませんが、個人情報保護が叫ばれている昨今、なぜ電話番号が必要なのでしょう？至急の是正をもとめます。</p>	<p>このたびいただいたご意見を千歳温水プールの指定管理者に確認したところ、ご本人確認の一環として、障害者手帳に加え、電話番号をうかがっていたとのことでした。しかしながら、このたびのご意見も踏まえ、駐車場ご利用方法のご本人確認方法を見直し、今後は電話番号の確認を不要とし、障害者手帳のみご提示いただくこととします。</p>	スポーツ推進部 スポーツ施設課	電話 03-5432-2744 FAX 03-5432-3080	令和5年12月18日	
区立小学校の給食について	<p>給食費を無料にして頂きました。わが子は小学校なのですが、そのころから「給食がまずくなった」と言っています。例を挙げると「ごはん」は水っぽくなったそうです。牛乳とデザート以外は味が落ちた、と言っています。食材の高騰する昨今ですが、無理して無料化をおこなっていないでしょうか？世田谷区なので、とれる家からはお金とって、きちんとした品質で美味しい給食を提供して頂きたいです。子どもの成長にとって肝要です。各校の栄養士さん等から実情を聞いてみてください。</p>	<p>世田谷区の学校給食は、各学校に所属している栄養士が、国が定める学校給食摂取基準を踏まえて、子どもたちの成長期に必要な摂取量とたんぱく質やビタミンなどの栄養価を考慮し、様々な食品を組み合わせながら献立を作成しております。 区では、令和5年度より区立小・中学校の児童・生徒の給食費無償化を実施しております。また、昨今のエネルギー価格や物価高騰の影響により、学校給食で使用する食材価格も以前と比べ高騰している状況にある中、区では、令和4年6月より高騰する食材費の支援として、現行の給食費単価の10%相当を公費により上乘せし、各校の栄養士が献立を工夫しながら給食の質の維持に努めているところですが、販売価格によっては使用できる食材に限られる場合もあります。 現在、食材価格の高止まりが続いている状況を踏まえ、区では、今年の12月から来年の3月までの間、給食費単価の10%相当から15%相当の上乗せに拡充し、食材費の増額を追加します。 3学期以降も学校給食の質の維持・向上及び安全・安心な給食の提供に努めてまいります。</p>	教育政策・生涯学習部 学校健康推進課	電話 03-5432-2701 FAX 03-5432-3029	令和5年12月20日	
世田谷区内テニスコート利用に関する改訂について	<p>日頃、当日のテニスコートを楽しみに利用しています。2/13からコート利用時に代表者本人の確認出来るもの持参との事ですが、構成員でも本人確認提示で利用可能との認識で間違いないですね？それと他区では聞かない更新料について、複数登録を無くす為と聞いてますが、登録者の重複の管理はパソコン内でできると思いますが。減多に当選しないのに更新料を払わなければいけないのは納得しません。ご考察お願い致します。</p>	<p>2/13日からの施設利用開始時の本人確認については、予約した団体の代表者か、構成員の方のいずれか1名様の本確認ができれば、コートを使用できます。 また、当日何らかの理由で本人確認資料が確認できない場合でも、その日はコートを使用できます。その場合は、次に使用される際のご本人確認をお願いいたします。 また、登録・更新料については、平成30年に新規登録料500円と、2年間で1000円の更新料を徴収する制度改正を行い、けやきネットの運用のための費用とさせて頂きました。ご指摘のように登録・更新を有料にすることで、重複登録を抑制し、それにより抽選倍率を適正にする効果もあると考えます。現在、システムを活用し、規定に従い重複登録をチェックしておりますが、登録・更新を無料にした場合、重複登録団体の数が増え、結果的に抽選倍率が上がる可能性があると考えます。2/13日からの本人確認は、譲渡等により大量に抽選に申込み、当選したコートを営利目的で使用しているという声を受けて、実施に至ったものです。これにより不適切な利用を排除し、一般団体の方に公平で、適正に利用頂くためのものですので、何卒ご理解いただければと思います。</p>	地域行政部地域行政課	電話 03-5432-2251 FAX 03-5432-3068	令和5年12月21日	